

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 使用料及び手数料			63,500
2. 県支出金		1. 使用料	63,500
		1. 果補助金	16,790
3. 繰入金			383,966
		1. 一般会計繰入金	383,966
4. 諸収入			24
		1. 雑収入	24
5. 市債			15,500
		1. 市債	15,500
歳入	合計		479,780

歳出	款	項	金額
1. 農村下水道事業費			479,780
		1. 農村下水道事業費	479,780
歳出	合計		479,780

平成26年度金沢市農村下水道事業費特別会計予算

平成26年度金沢市の農村下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,780千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成26年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村下水道事業	千円 15,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に より、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	15,500			

平成26年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,938千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成26年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 財産収入			241,305
	1. 財産売却収入		241,305
2. 繰入金			8,621
	1. 一般会計繰入金		8,621
3. 諸収入			12
	1. 雑収入		12
歳入	合計		249,938

平成26年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

歳出	款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費			249,938
	1. 住宅団地建設事業費		249,938
歳出	合計		249,938

平成26年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		222,451
		1. 使用料	222,451
	2. 繰入金		43,668
		1. 一般会計繰入金	43,668
	3. 諸収入		16
		1. 市預金利子	10
		2. 雑入	6
	歳入	合計	266,125

平成26年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,510,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

歳出	款	項	金額
	1. 駐車場事業費		266,125
		1. 駐車場事業費	266,125
	歳出	合計	266,125

第1表 歳入 歳出 予 算

歳 出 款	項	金 額	
		千円	円
1. 総務費	1. 総務管理費	204,407	204,407
2. 保険給付費	1. 保険給付費	48,648,340	48,648,340
3. 保健事業費	1. 保健事業費	272,333	272,333
4. 公債費	1. 公債費	1,000	1,000
5. 繰上充用金	1. 繰上充用金	384,306	384,306
歳 出	合 計	49,510,386	49,510,386

歳 入 款	項	金 額	
		千円	円
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	9,949,496	9,949,496
2. 国庫支出金	1. 国庫負担金	10,932,478	8,276,747
3. 療養給付費等交付金	2. 国庫補助金	2,655,731	2,577,406
4. 前期高齢者交付金	1. 療養給付費等交付金	2,577,406	2,577,406
5. 県支出金	1. 前期高齢者交付金	13,396,440	13,396,440
6. 共同事業交付金	1. 県負担金	2,535,743	324,985
7. 繰入	2. 県補助金	2,210,758	2,210,758
8. 諸収入	1. 共同事業交付金	6,189,486	6,189,486
歳 入	1. 一般会計繰入金	3,479,589	3,479,589
歳 入	延滞金、加算金及び雑収入	449,748	441,618
歳 入	合 計	49,510,386	49,510,386

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料	入 金	1. 後期高齢者医療保険料	3,957,941
		2. 繰 入 金	1,046,209
		3. 諸 収 入	8,000
歳 入	合 計	1. 延滞金、加算金及び	100
		2. 徴還金及び選付加算金	7,800
		3. 市預金利子	100
		歳入合計	5,012,150

歳出	款	項	金額
1. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	後期高齢者医療金	53,382
		後期高齢者医療金	53,382
2. 広 域 連 合 費	1. 広 域 連 合 納 付 金	後期高齢者医療金	4,958,268
		後期高齢者医療金	4,958,268
3. 公 債 費	1. 公 債 費	500	500
		500	500
歳 出	合 計	歳出合計	5,012,150

平成26年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

平成26年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,012,150千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 繰越金	繰越金		93,468
		1. 繰越金	93,468
		2. 諸収入	37,957
歳入	歳入	1. 市預金利息	47
		2. 貸付金元利収入	37,909
		3. 雑収入	1
歳入	歳入	合計	131,425

歳出	款	項	金額
1. 民生費	民生費		37,047
		1. 母子寡婦福祉資金費	37,047
2. 公債費	公債費		19,094
		1. 公債費	100
3. 予備費	予備費	母子寡婦福祉資金	18,994
		2. 貸付金償還金	75,284
歳出	歳出	1. 予備費	75,284
		合計	131,425

平成26年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成26年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算

歳入	歳入	歳出	予算
款	項	金	額
1. 介護保険料			7,222,292
	1. 介護保険料		7,222,292
2. 国庫支出金			7,763,107
	1. 国庫負担金		6,079,908
	2. 国庫補助金		1,683,199
3. 支払基金交付金			9,751,027
	1. 支払基金交付金		9,751,027
4. 県支出金			4,919,117
	1. 県負担金		4,828,331
	2. 県補助金		90,786
5. 財産収入			1,500
	1. 財産運用収入		1,500
6. 繰入金			4,743,850
	1. 一般会計繰入金		4,635,487
	2. 基金繰入金		108,363
7. 諸収入			1,773
	1. 市預金利子		1,000
	2. 雑収入		773
歳入	合計		34,402,666

平成26年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,402,666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成26年度金沢市ガス事業特別会計予算

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		355,244
	1. 総務管理費	355,244
2. 保険給付費		33,563,812
	1. 保険給付費	33,563,812
3. 地域支援事業費		482,610
	1. 地域支援事業費	482,610
4. 公債費		1,000
	1. 公債費	1,000
歳出	合計	34,402,666

(総則)

第1条 平成26年度金沢市のガス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給戸数	65,500戸
(2) 年間送出货量	42,700,000m ³
(3) 一日平均送出货量	116,986m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ガス製造設備改良	30,000千円
導管拡張	延長 680m
導管改良	延長 14,258m
ガスシヨールーム建設	87,100千円
	884,400千円
	132,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		出 支	
第1款 事業収益	9,268,227千円	第1款 事業費用	8,089,631千円
第1項 製品売上益	8,292,000千円	第1項 営業費用	7,093,796千円
第2項 営業雑収益	291,515千円	第2項 営業雑費用	280,306千円
第3項 簡易ガス収益	96,000千円	第3項 簡易ガス費用	101,438千円
第4項 営業外収益	228,832千円	第4項 営業外費用	501,287千円
第5項 特別利益	359,880千円	第5項 特別損失	107,804千円
合計	9,268,227千円	第6項 予備費	5,000千円
合計		外に当年度予定利益	1,178,596千円
第1款 事業収益	9,268,227千円	合計	9,268,227千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,008,707千円は過年度分損益勘定留保資金1,725,478千円、当年度分損益勘定留保資金218,302千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額64,927千円で補てんするものとする。)

収 入		出 支	
第2款 資本的収入	987,800千円	第2款 資本的支出	2,996,507千円
第1項 企業債	845,600千円	第1項 建設改良費	2,996,507千円
第2項 他会計出資金	100,000千円	第2項 簡易ガス施設費	1,374,029千円
第3項 工事負担金	42,000千円	第3項 企業債償還金	1,000千円
第4項 回収金	200千円	第4項 貸付金	1,615,978千円
外に過年度分損益勘定留保資金	1,725,478千円	第5項 予備費	5,000千円
当年度分損益勘定留保資金	218,302千円	合 計	2,996,507千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	64,927千円		
合 計	2,996,507千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ガス製造設備改良事業費	平成27年度	110,000千円
ガスシヨールーム建設事業費	平成27年度	340,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	限 度 額
建設改良資金に充てるため。	845,600千円

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

職 員 給 与 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,166,299千円
(2) 交際費	10千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

ガス事業費用補助 41,595千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,200,000千円と定める。